

# 相続税の仕組み理解し、適切な対策を

昨年1月から相続税の基礎控除額が引き下げられ、地価の高い都心部などに不動産を持ついたり、預貯金や株式などの金融資産を多く持っていた人の相続人は課税対象になる可能性が高い。今までは相続税に縁のなかった家族も円満に、スムーズに相続手続きと財産の引き継ぎが進められるよう準備をする必要がある。2016年度の税制改正を含め、様々な相続税の動きを見てみよう。

## 課税遺産総額を正しく把握 改正による特例も賢く活用

相続税の基礎控除の引き下げが実施されて1年半が経過し、すでに相続税の申告・納付（相続開始から10カ月以内）が始まっている。改正前より課税対象者が増加することは間違いないといわれ、親の相続を控える子も世代によっては深刻な問題だ。亡くなった被相続人（親など）の財産を受け取るのは相続人だけでなく、遺言によって相続人以外の人が受け取る場合もある。その全ての遺産取得者が課税対象者になる。

一方、相続税は受け取った財産全てに課税されるわけではなく、基礎控除額より課税遺産総額が少なければ相続税はかからない。遺産総額は3年以内の贈与や金融資産、不動産などのプラス財産に、死亡保険金や死亡退職金などのみなし相続財産を加えたもの。課税遺産総額はそれから債務（マイナス財産）や葬式費用などを差し引いたものになる。

改正により基礎控除額が引き下げられているものの、法定相続人の数が多くなればなるほど、基礎控除額がアップするので、よく税理士に相談し、正しく計算してもらうことが大切だ。

今年度の税制改正では、2つの特例が創設された。1つは相続によって生じる空き家にかかる譲渡所得について、居住用財産の3000万円特別控除が認められたこと。2つ目は三世同居に対応する特定の増改築・改修工事にかかる費用の一定額を所得税から控除できる特例だ。

ほかに居住用の住宅に関する贈与税の配偶者控除の書類が簡素化された。また結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置に、不妊治療に要する薬局に支払う費用も対象となるなど、様々な改正点があることを知っておきたい。

### 相続税の速算表

法定相続分に応じた取得価格	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700
2億円以下	40	1,700
3億円以下	45	2,700
6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

三輪厚二税理士事務所 所長 三輪厚二氏



当事務所では昨年施行された相続税改正を受けて、新たに相続税の申告が必要となる人に対して

### 改正相続税で納税者増加 財産に応じた一律報酬制

昨年1月から相続税の基礎控除額が以前の6割に引き下げられ、これまで相続税なんて関係ないと思っていた人も無関心ではいられなくなりました。特に大阪市内や阪神間、京都市内など、路線価の高いエリアに自宅や不動産を有している人は、「親が亡くなったら、相続税がかかるだろうか。かかるなら、いくらぐらい納税しなければならぬか」と悩まれていることだと思います。

当事務所では昨年施行された相続税改正を受けて、新たに相続税の申告が必要となる人に対して

象に、申告書作成などを一律低価格でご提供する「SKT27プラン」（平成27年相続税改正対応プラン）を提案しています。SKT27プランは「相続税」「改正」「対応」「平成」「27年」のローマ字の頭文字から取りました。

同プランは相続財産が1億円（宅地等は小規模宅地等の減額前の評価額）以下で、不動産が自宅1カ所のみの方が対象です。なお自社株をお持ちの人は適用されません。

料金は申告財産の額に応じて、3パターンあります。Aは相続財産が5000万円以下の人には14万8000円、Bは5000万円超7000万円以下の人には16万8000円、Cは7000万円超1億円以下の人には19万8000円（全て税込）とする料金プランです。

この料金には相続税の申告書や遺産分割協議書の作成のほか、遺産分割シミュレーション、二次相続を考えたシミュレーションが含まれます。初回の個別相談は無料で、全国対応もいたしますので、関西以外の人もお気軽にご相談ください。

積み上げ式財産評価報酬  
明朗料金のSPシステム

SKT27プランの対象にならない人には、「SPシステム」と

いう料金体系をご用意しています。申告報酬は、一般的に相続財産の額が多くなれば報酬が高くなるという財産比例方式を採用しているところが多いようです。

しかし当事務所ではこの方式は合理的ではないと考え、評価する財産の件数と事前に設定した単価を掛け合わせ、これを合計する財産評価報酬の積み上げ方式を採用しています。

この方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明朗かつ事前に正確な金額をお伝えできますので、相続人にとって安心、納得していただけたと考えています。

料金は基本報酬20万円（相続人1人分含む）、相続人追加1人当たり2万円、土地など1区画当たり6万円と決めています。

ですから土地がなければ、20万円（全て税込）からとなります。このように当事務所では報酬の全てを明確にしています。

また、事務所では入会金や会費などが無料のSPクラブを主催しており、入会いただいた人には、相続のご相談の他、広大地の簡易判定や事業承継のご相談なども初回無料でさせていただきます。また会員は相続

税の申告報酬や現状分析の報酬が5%オフの特典を、様々なサービスを受けていただくことができます。お気軽にご入会いただければ幸いです。

贈与を活用して賢く対策  
円満相続に有効な遺言書

改正税制は相続税の負担は重く、贈与税の負担は軽くという考え方で成り立っています。この傾向は相続時精算課税制度が導入された2003年から一貫して同じなのですが、これには高齢者の個人資産を若い世代に早く移転させ、消費を拡大して日本経済を活性化しようという政府の狙いがあるからです。

その意味で今後の相続対策として有効なのが、生前贈与の積

極的活用です。毎年増える財産よりも多くの財産を子や孫に贈与することです。税負担の軽減の視点からも賢い方法といえるでしょう。

当事務所では10年以上前からこの点に着目し、ノウハウを蓄積してきました。相続は様々なケースがありますが、どのケースにもどんな手法が適切かを生前贈与の観点から適切にアドバイスしていきたいと考えています。

住宅取得等資金の贈与の特例や教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与、特例贈与なども活用したいものです。

も利用したいものです。もうひとつは「生前遺産分割」です。元来うちには、どの相続人にとどの財産を相続させるかを決めておくことです。死後に相続ならぬ「争続」になるのを防ぐためでもあります。家族が財産を巡ってトラブルになるのは被相続人にとってこれほど悲しいことはありません。そのためには遺言書が有効です。

遺言書には自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが、相続財産が多く、相続人が多い人は安心な公正証書遺言の作成をお勧めしています。

報酬の算定根拠など参考に  
相続専門税理士なら安心

相続税は特に不動産を持つている人にとって、小規模宅地の特例をどこで誰が活用するか、配偶者がおられればいくら相続するかなどによって税額が大きく変わります。

納税においても、的確なアドバイスがないと多額の財産を失う可能性もあります。そうならないためには、相続について専門的な知識と経験豊富な税理士を選ぶことが重要です。さらに報酬については、税理士事務所によってそれぞれバラバラですので、報酬の算定根拠や算定方法をよく聞いて、納得できるところを選びたいものです。（近畿税理士会所属。問い合わせ06・6209・8393）